

自動車騒音の大きさの許容限度

(昭和 50 年 9 月 4 日環境庁告示第 53 号、別表第 1・第 2)

自動車の種別		許容限度 (dB)				
		定常走行騒音		近接排気騒音		加速走行騒音
		新車	使用過程車	新車	使用過程車	新車
大型車	全輪駆動車等	83	85	99		82
	上記以外	82				81
中型車	全輪駆動車等	80		98		81
	上記以外	79				80
小型車		74		97		76
乗用車	原動機が車両の後部にあるもの	72				
	上記以外			96		
小型二輪自動車		72				
軽二輪自動車		71		84		71
第一種原動機付自転車		65				
第二種原動機付自転車		68				

●大型車：車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超える自動車

●中型車：車両総重量が 3.5t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下の自動車

●小型車：車両総重量が 3.5t 以下の自動車

●乗用車：専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車

●小型二輪自動車：総排気量が 250cc を超える二輪自動車

●軽二輪自動車：総排気量が 120cc を超え 250cc 以下の二輪自動車

●第二種原動機付自転車：総排気量が 50cc を超え 125cc 以下の原動機付自転車

●第一種原動機付自転車：総排気量 50cc 以下の原動機付自転車

●全輪駆動車等：全輪駆動車、セミトレーラーのけん引自動車及びクレーン作業車

●新車：新規検査又は予備検査を受ける自動車

●使用過程車：新車以外の自動車

●定常走行騒音：一定の速度で走行している自動車の騒音を環境庁告示に定められた方法で測定したもの

●近接排気騒音：停車時にエンジン、排気管から発生する自動車の騒音を環境庁告示に定められた方法で測定したもの

●加速走行騒音：一定速度からフル加速する自動車の騒音を環境庁告示に定められた方法で測定したもの